

松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海

〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201

TEL・FAX 03(3357)5010 / 携帯 090(4843)7518



誌上ギャラリー

「てふてふひらひら山頭火」  
松嶋楠城著(株エピック社刊)より

松嶋楠城

昭12.5～平20.6 鳥取県生  
元独立書人団理事・審査会員  
元日本象書会 会長  
元全日本書道教育連盟会長  
元東洋大学、目白女子短大講師  
元日本書道専門学校助教授  
元和洋女子大学ソフトテニス部監督



P.59 No.16  
「みんなたっしやでかぼちゃの花も」  
(説明)  
お別れのあいさつが人でないものにまで  
され、読み手の詩の解釈に幅が出ている。  
そういう感性で、さり気なく、さらりと仕  
上げている。

喜寿記念「あめ・つち」柴山抱海書展  
於 鳥取大丸 5F 催場  
平成29年5月10日(水)～15日(月)



柴山抱海

昭16 鳥取県生・  
在鳥取市青谷町  
(公財)独立書人団 評議員  
日本象書会 理事長  
山陰書人社代表・  
鳥取書道連盟会長  
西安美術学院客員教授

「道」 60×40  
(作評)

濃墨で、太くたくましい線は重厚感に満ち溢れて逞しい。それほどの強  
い生き方は、そうそうには出来ない。それ故、その心情に引き込まれる。

さきづけ・あとづけ 『豪雨禍・区切り・37会』 Vol.XVI (seq.186)  
平成30年8月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

○格別の暑さが当たり前となった日本の夏。猛暑と広範囲の豪雨禍による大変な被害と激しい天気の変化に翻弄されます。被害に遭われた方には、お見舞い申し上げます。今年、極端な暑さですが、子どもの頃、夏になると海に行くのが日課でした。砂浜が熱いので、麦わらの束を拝借し、足の親指に引っかけて焼けた砂の上を歩いたのを思い出します。そして、その時の砂浜の空気の暑さ、体温を超した、少し息苦しささえ感じるムーンとした乾いた空気、それが、都会の町の中に、そっくり来てしまったと思う位の凄いやな夏となりました。

○ご案内のとおり、国税の職場は7月上旬に新体制となります。近年は、実地調査は、定期異動前に選別され、新体制になったらすぐに始動という体制になりました。まさに、仕事の切れ目がない運営になったと実感します。現在は、電子申告による事務処理が浸透する中、調査対象の選定も機械上で選別の上、データをチェックされ、決められるのだと思います。機械処理がどのような形で進んでいるのかわかりませんが、政府の電子化への方針も強いので、機械化は、更に加速していくように思います。むしろ、当方など、この変化に、とてもついていけないかも知れないという不安さえ感じる位です。

○ところで、6月は、5月に3月決算の申告事務が終了する「ちょっとは、楽になりますか」みたいなことを言われますが、「それが、なかなか」。それもそのはず、今度は、6月は税理士会支部をはじめとして法人会、間税会など関係している団体の総会が、いくつもありますので、意外にも時間に追われ、何時の間にか月末を迎えてしまいました。税理士業も世の中がより複雑になって来ましたので仕事が多様となりました。また、時代だと思いますが、公正証書遺言作成のため弁護士探しを依頼され、更には、公証人役場に一緒に行ったり、税理士事務所から顧問先の実査確認を依頼されたりという風に、昨今は、いろいろなことをしていくようになったと感じます。これからの、高齢化が、これまで以上に進みますと、流通の面でもサービスの面でも、何もかも大きく変わっていくものと思います。そのため、自分達もいろいろな引き出しを持っていないといけない時代に突入しているのかも知れません。とは言いません、この年になっても、まだ飛び込みの仕事もありますので、全く目一杯にスケジュールを組ませても、多少のバツファを持ちながら、進めていかないとスピード感も無くパワーも無くなった自分を自覚していかないとと思って過ごしております。

○さて、6月入ってすぐに中学の同級会がありました。下旬には、高校の同級会もありました。京都での集まりは、東京からは21人が参加しましたが全部で49人とのことでした。もう、今年は、75歳になる年。既に75歳になった者も居り「俺は後期高齢者になりたいや」との会話もちらほら。4年前の金沢では、68人の集まりでしたが、今回は、元気な顔を見て懐かしい会話が続いたと熱海の三嶋君や三朝出身の石湯さんからの感想文がメールされ、なんとも素晴らしい世話人の仕掛けに感心しました。大阪の会長の田中君や西田君、そして福岡の竹中君とあちこちから懐かしい顔が揃いました。無論、東京から田舎に帰った山林君も参加し「やあやあ」という感じでした。そして、後日、安藤君が編集した感想文や写真が倉庫37会のメンバーに向けて縦横無尽に発信されました。いつも、細かい連絡係してくれる安藤君は、体調不良で参加できないからと写真を頼まれたので、当方も、日帰りでしたが、なんとかそれなりの枚数を撮り安藤君に編集をお願いしました。それにしても、東京から行った豊嶋君が素晴らしい写真を沢山撮ってくれました。彼の腕前の凄さには、驚きましたが、よくよく聞いてみると、豊嶋君は、中学生の頃から自分で写真の焼き付けをするほど写真に熱中していたと聞き、「なるほどなあ」と思いました。また、松崎出身の中井君も松江から元気な顔を見せてくれたり、広島から丸山君が来て50年以上も会っていない顔に懐かしさがいっぱいでした。誰も彼も参加者のホッとした表情が、会の和み具合を感じさせてくれました。私は、翌日の会合のため日帰りしましたが、和やかなあたたかい会話は夜遅くまで続いたようです。懇親会は、小谷君が司会。亡くなった同級生への黙祷の後、同級会を支えてくれた廣戸会長、山田幹事長へのお礼の花束贈呈。そして校歌、応援歌、ふるさとなどの唱歌。ここでは、東京から行った吉田君が元気な声で音頭を取って頑張っていました。また、東京の福田会長は応援団仕込みの賑やかな身の上で場を盛り上げていたのが印象的でした。皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)

# ◆骨太の方針2018◆ 消費増税の駆け込み・反動減対策

## 住宅や自動車減税措置を検討

先般、政府は経済財政運営の基本方針(骨太の方針2018)を取りまとめ公表しました。骨太の方針は、今後の重点政策を示し、毎年の予算編成や税制改正などに反映されるものです。

### 消費増税引き上げについて

この中の消費増税に関する項目では、「少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率8%から10%への引き上げを実現する必要があります」と明記し、「予定通り消費税率を引き上げる方針を示しました」。

2019年10月1日の消費税率10%への引き上げに当たっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要・反動減などを可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、①「消費税率引き上げ分の使い道の見直し」、②「軽減税率制度の実施」、③「駆け込み・反動減の平準化策」、④「耐久消費財対策」などの取り組みを進めるとしています。

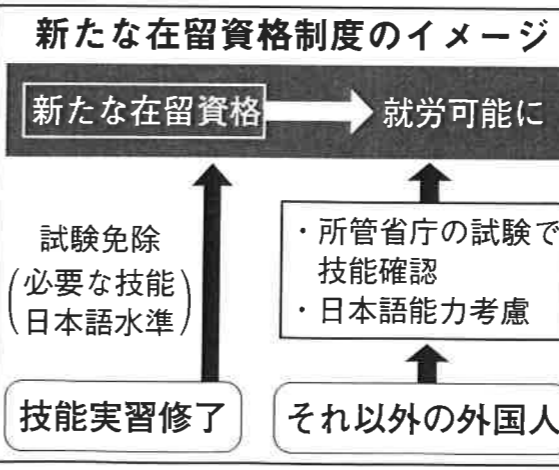
税率引き上げ分の使い道の見直しについては、消費税率の2%の引き上げによる5兆円強の税収のうち、従来は5分の1を社会保障の充実、残り5分の4を財政再建に使うとしていましたが、これを見直し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建にそれぞれ約半分ずつ充当するとしています。

駆け込み需要・反動減対策としては、小売業者に「増税時に一律値上げする義務はない」と周知し、急激な価格変動を避けるための方策を検討。住宅や自動車など耐久消費財の購入支援では、増税後の住宅ローン減税拡充や、自動車購入に係る負担を減らす減税措置が検討課題となっています。

### 新たな外国人材の受け入れ

また、中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足への対応として、就労目的の外国人を受け入れるための新たな在留資格を創設することも明記されています。一定の専門性・技能を条件に、外国人就労が拡大されるものとみられます。

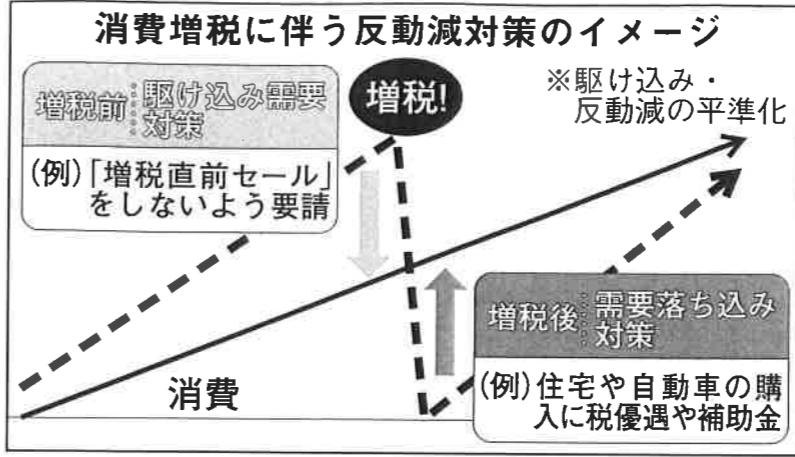
「存続・発展のために外国人材の受け入れが必要と認められる業種」として、農業、介護、建設などが想定され、所管省庁が実施する技能・



日本語試験での合格が条件となりませんが、技能実習制度を修了した人材であれば試験免除で在留資格を得られる仕組みになる見通しです。

さらに、在留期間の上限は通算5年とし、家族の帯同は基本的に認められません。滞在中に高い専門性を有すると認められた者については、在留期間の上限を付さず、家族の帯同も認める措置を整備する方向です。

少子高齢社会を背景に、日本の生産年齢人口の減少が続く中、外国人就労者数は年々増加しており、新しい在留資格制度が始まれば増加ペースが加速すると見込まれています。



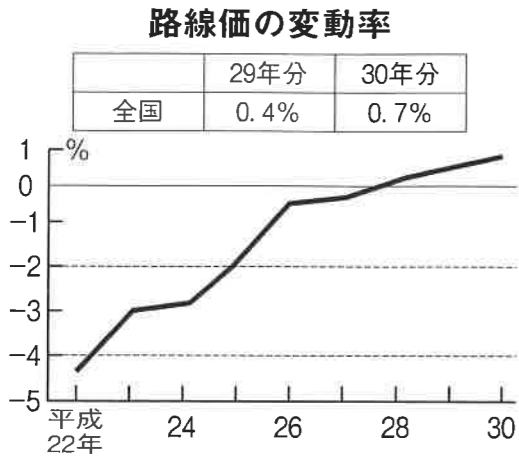
この中の消費増税に関する項目では、「少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率8%から10%への引き上げを実現する必要があります」と明記し、「予定通り消費税率を引き上げる方針を示しました」。

# 路線価3年連続で上昇 国税庁、平成30年分

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる平成30年分の路線価(1月1日現在)を発表しました。

全国約32万4千地点の標準宅地の評価基準額の対前年変動率は、全国平均で0.7%(前年:0.4%)と3年連続で上昇。上昇幅も拡大しました。

都市部の再開発に伴い不動産売買が活発化していること、訪日外国人観光客の増加によるインバウンド需要やリゾート開発などが全体を押し



上げました。

都道府県別で見ると、前年比5県増の18都道府県が上昇。沖縄県は現在の統計方法となつて以降、初めて5.0%を記録し、47都道府県で最も高い上昇率となりました。

首都圏では東京都(上昇率4.0%)、千葉県(0.7%)、神奈川県(0.6%)、埼玉県(0.7%)がいずれも5年連続で上昇。愛知県

## 訪日客の増加と再開発の効果 上昇基調は今後も続く見通し

今年の路線価は、全国平均では3年連続で上昇しましたが、その要因のひとつとして、訪日外国人客の増加が挙げられます。

2017年の年間訪日客数は2800万人を超えて過去最高でしたが、今年さらには上回るペースで推移しています。訪日客が増えれば、買い物施設や宿泊施設の需要が増

(1.5%)は6年連続、大阪府(1.4%)も5年連続で前年を上回りました。

東日本大震災の被災地では宮城県が3.7%上昇、福島県が1.3%上昇。16年に熊本地震が起きた熊本県は17年に0.5%下落しましたが、18年は0.7%の上昇に転じました。また北海道(1.1%)、広島県(1.5%)、福岡県(2.6%)など、中核都市を抱える道県の上昇率が目立ちます。

一方、秋田県は2.3%マイナス、愛媛県は1.6%マイナスとなるなど、人口減少が進む地域と、都市圏との二極化傾向は変わっていません。

え、条件の良い土地は商業ビルやホテル用地として人気が上昇して地価を引き上げています。

例えば、沖縄県(上昇率:5.0%)は、アジアを中心に訪日客が伸び続け、前年比26.4%増の269万2千人と過去最高を更新しました。これに伴い、ホテルの開業が相次ぎ、リゾート開発も活発化しています。

京都市東山区の祇園四条駅周辺は25.9%上昇。国内外からの観光客の増加に伴い、商業施設の賃料などが高騰。出店希望者が増加していますが、大阪などに比べ、売りに出される土地が少ないことから商業地の地価上昇を加速させています。

●マンシオン・オフィス需要が好調  
大都市では再開発計画に伴い、マンシオン需要やオフィス市況が好調で、中心部では地価が高止まりし、周辺に波及しています。

オリンピックを控えた東京では、物件価格の高騰でファミリータイプの物件供給は減少していますが、1億円を超える高額物件の販売が増加しています。また好調な企業業績を背景にオフィスの移転・拡張需要も高まっており、都心の平均募集賃料は53ヶ月連続で上昇しています。

日銀による大規模な金融緩和策が今後も続く見通しで、国内外から投資マネーが集まっていることも地価上昇の要因です。特に中国系の不動産ファンドなど外資系による購入が増加しています。

日銀が国債を大量に買うことで超低金利が維持され、土地やマンションを購入しやすい状況が続く限り、今後も地価上昇基調も続く見通しがあります。

# 日本でいちばん大切にしたい会社 大賞の萩原工業に学ぶ経営理念

人を大切にする経営学会は、「日本でいちばん大切にしたい会社」の受賞企業を決定しました。

大賞に当たる経済産業大臣賞には、合成樹脂繊維製品の製造などを手掛ける萩原工業が選ばれました。同制度は、「自社だけでなく取引先から顧客まで組織にかかわるすべての人たちの幸せを追求・実現することが企業経営の最大で最高の使命

## ●「五方よし」の経営理念●

- ①社員とその家族
- ②取引先の社員とその家族
- ③現在の顧客と未来の顧客
- ④地域住民、障がい者や高齢者など社会的弱者
- ⑤出資者ならびに関係機関

と責任」とする考え方に基づき、この趣旨に沿った経営を実践する企業を顕彰するものです。人を大切にすることを目的として2014年に創設。経済産業省、厚生労働省、中小企業庁、中小機構などが後援しています。

「日本でいちばん大切にしたい会社」の応募資格は、「人員整理を目的とした解雇や退職勧奨をしていないこと」「外注企業・協力企業等、仕入先企業へのコストダウンを強制していないこと」「黒字経営（経常利益）であること」などの厳しい5つの条件を5年以上にわたって満たしていることなどです。さらに社員一人当たりの人財育成経費、高齢者や障がい者の雇用、女性活躍推進の状況、会社の福利厚生制度・風土・職場環境に関する状況など、経営全般にわたって厳しい審査があることから、「日本でいちばん応募資格が厳しい」とも言われています。

近年、人手不足を背景に「人を大切に」に対する経営に対する関心が強まっています。それは全ての受賞企業が黒字経営を実現し、増収・増益を続けているからです。「人を幸せにしたいれば結果的に業績も上がるはず」という経営理念を実践している企業が増えています。

それは日本にはもともとあった経営理念です。それが、長らく効率・効果を優先するあまり忘れられがちでしたが、近年、その重要性が再認識され始めたようです。

### ●萩原工業株式会社の受賞理由●

- ①創業から上場企業となった今日まで、業績ではなく社員の雇用と生活を第一に、どんな厳しい時代であっても、社員のリストラをしない経営姿勢
- ②正社員比率が86・9%と特別な理由がない限り、社員を生活が安定する正社員として雇用
- ③社長の部屋には社員に関するメモが入った全社員の顔写真があるばかりか、社員の誕生日には、全社員にトップのメッセージカードを添えたバームクーヘンをプレゼント
- ④「おもしろい、直ぐやってみよう」の創業者精神が健在
- ⑤社員1人当たりの月間所定外労働時間は7時間程度

■企業は人を幸せにするために存在する■

「人を大切にする経営学会」の会長で法政大学大学院教授の坂本光司氏は、人を大切にする経営とは、「業績を上げるため、また、人材を確保するために、人を大切にすること」だけではないと述べています。

そのうえで、「会社の本来の目的とは、人を幸せにすること。人を幸せにする経営が結果的に業績を上げることにつながる」と強調しています。

そして、人を大切にする経営学において企業が幸せを追求・実現するべき相手は次の5人であると述べています。近江商人が大切にしていた「三方よし（売り手よし・買い手よし・世間よし）」に加え、「五方よし」の理念が大切だとしています。

- ①社員とその家族
- ②取引先の社員とその家族
- ③現在の顧客と未来の顧客
- ④地域住民、障がい者や高齢者など社会的弱者
- ⑤出資者ならびに関係機関

この「五方」が程度の差こそあれ、幸せを実現できる経営こそが今求められると提言しています。

## 健康講座 ビジネスパーソン

### デスクワーカーは要注意！ ～座りっぱなしの悪影響～

現代のオフィスで急速に増加している「デスクワーク」。出勤から退社の時間までほぼ座りっぱなしでパソコンと向き合っている人も多いことでしょう。座っている時間が長ければ、当然身体活動量は減り、健康に様々な悪影響を及ぼします。

実際、オーストラリアで行われた座位時間と死亡リスクの関連を調査した研究（国内の45歳以上の男女22万人を3年にわたり追跡調査）によると、1日の座位時間が4時間未満の人と比べ、座位時間が11時間以上の人は総死亡リスクが1・4倍に高まるという結果も出ています。

では、なぜ座りすぎが健康へ悪影響を及ぼすのでしょうか。立ったり歩いたりしているときは、人体の筋肉の中で約7割を占め、全身の血流のポンプ役にもなる脚の筋肉がよく働きます。このとき、筋肉の細胞内では血

液中から糖や中性脂肪が取り込まれエネルギーとして消費される「糖代謝」が盛んに行われます。しかし、長時間にわたって座った状態では、この代謝機能も低下し、糖や中性脂肪が血液中に増えてしまいます。それが積み重なって、長期化すれば、肥満や糖尿病、脳梗塞、心疾患、さらには認知症やうつ病などあらゆる病気の引き金になると考えられています。

デスクワークの時間が長い人は、30分に1度は立ち上がったストレッチャや歩行、座ったままの状態では、つま先とかかとを交互に床につけて脚の上下運動（前すねとふくらはぎの伸び縮みを意識）をするなどの習慣を心掛けましょう。

### 【座りっぱなしの予防対策】

- 30分から1時間に1度はストレッチや歩行、トイレ休憩、飲み物や資料を取りに行くなどのブレイクタイムを心掛ける
- ブレイクタイムの目安は、30分には3分間、1時間には5分間
- ブレイクタイムを取れないときは、座ったまま、つま先とかかとを交互につけて上げ下げする

## 「足し算」の事業承継

～経営資源を合わせ新展開～

近年、自社に足りないノウハウや営業エリアを「足し算」の事業承継で補う地方企業が増えてきています。ここでは、新しい考え方による事業承継で商品開発や販路の拡大などに繋げている企業の取り組みを紹介します。

### ◆製法の足し算で新商品

甘酒などを製造販売するA社は、漬け魚の老舗B社を買収。B社はギフト市場で高い知名度があります。時代とともに昔ながらの味が消費者の好みに合わなくなり売り上げが減少していました。

買収元のA社は、B社の製法を使い、さらに自社の甘酒で酒かす特有の臭いを抑えた新商品を発売。B社の伝統に自社の工夫を取り入れた新商品で販路を広げています。

### ◆事業の足し算で拡販

グループに本社や旅行会社を持つC社は、酒造会社D社を買収。D社の酒造店には酒造見学で年間約2万人の人が訪れる老舗ですが、後継者がなく、譲渡先を探していました。買収元のC社は、グループ企業に本社や旅行会社を持つことから、自社の強みを日本酒の販売拡大に繋げたり、この酒造を拠点とした観光客

の誘致で収益を広げています。

### ◆エリアの足し算で全国展開

東日本に営業拠点を持つE社が西日本に営業拠点を持つF社を買収。2社は同業種ですが、承継によって営業エリアを補完し合い、商圏を広げるといったケースもあります。

事業譲渡型の事業承継は、一般的に近隣の同業同士が手を組むというイメージでした。しかし、これからはエリアに関係なく、異業種間でもお互いの経営資源やノウハウを活かすことで生まれる「1+1=2以上」のシナジー効果を求める新しい形の事業承継が増加するとみられます。

### ■「足し算」の事業承継■





### 熱中症による労災

「熱中症」による労働災害が増える時期となりました。熱中症という「炎天下での長時間作業」というイメージを持つ方も多いと思いますが、実際は、屋外の作業現場だけでなく、工場内、倉庫、車の中、飲食店での厨房など多様な現場で発生しています。

労災対象となるかどうかの具体的な判断基準としては、「業務起因性」と「業務遂行性」のそれぞれを満たしているかどうかのポイントとなるため、この熱中症が労災と認められるためには次のような条件を満たしていることが必要となります。

#### ■労災と認定される条件

- ・業務中に起きた災害であること
- ・気温が高い時間帯に起きた災害であること
- ・高温多湿な労働環境（場所）において起きた災害であること
- ・症状が本人の持病やその他の健康問題によるものでないこと

して決定されることとなります。

また、事業主には安全かつ良好な労働環境を保つ義務があるため、職場での熱中症を予防するため、次のような具体的対策を取るよう定められています。

#### ■職場での熱中症の予防と対策

- ・WBGT値（熱ストレスによる暑さの指数）を測定し、職場の状況を把握する
- ・休憩所の整備、空調機や除湿機などの設備の設置など、作業環境や健康状態の管理を行う
- ・休憩時間の確保や短時間労働など、熱への順化期間（環境に適應する期間）を設ける
- ・自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分の補給を一定時間ごとに行う
- ・熱中症の発症に影響を与える糖尿病疾患などの労働者への健康管理を行う

会社には熱中症の予防対策を講じる義務があると言えますので、状況に応じて作業時間の短縮や休憩時間を調整したり、いったん作業を中断するなどの対策も必要といえます。

契約社員やパートタイマーなどの有期契約労働者については、雇止めを行う際にトラブルになりやすいことから、厚生労働省は、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を出しています。

使用者が講ずべき措置について、次のような基準が定められています。

#### ①雇止めの予告

この雇止めの予告とは、有期労働契約を更新してきたものの、今回をもって更新を行わない場合に、契約期間が満了する少なくとも30日前までにその旨を伝えることをいいます。

この予告の対象となる者は、有期労働契約を3回以上更新している者、1年以下の労働契約を更新し1年を超えて雇用している者、あるいは最初から1年を超える労働契約を締結している者のいずれかに該当する者と定められています。

#### ②雇止めの理由の明示

雇止めの理由の明示とは、雇止めの予告後に有期契約労働者が雇止めの理由について証明書を請求した場合、会社は遅滞なくこれを交付することをいいます。この証明書記載す

### 有期労働契約の締結、更新および雇止めに関する基準

雇止めの理由は、契約期間が満了となったからという理由ではなく、これとは別の有期契約労働者を雇止めする理由が必要になります。例えば、以下のような理由が挙げられます。

・前回の契約更新時に、本契約を更新しないことが合意されていたため

・契約締結当初から、更新回数の上限を設けており、本契約はその上限によるものであるため

・担当していた業務が終了・中止したため、事業縮小のため

・業務を遂行する能力が十分ではないと認められるため

この雇止めの理由の明示は、雇止めとなり離職した後、その理由について証明書を請求された場合も、会社は交付する必要があります。

③契約期間についての配慮  
使用者は、契約を1回以上更新し、1年以上継続して雇用している有期契約労働者との契約を更新しようとする場合は、契約の実態及びその労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければなりません。



### 中小固定資産税特例の根拠法 「生産性向上特別措置法」が施行

「生産性向上特別措置法」が6月6日に施行されました。法律では、①プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設、②データの共有・連携のためのIoT投資の減税等、③中小企業の生産性向上のための設備投資の促進について規定しています。

法律の趣旨は、IoTやビッグデータ、人工知能など、ICT分野における急速な技術革新の進展により、産業構造や国際的な競争条件が著しく変化していることから、生産性向上特別措置法により、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じたものです。

①のプロジェクト型「規制のサンドボックス」制度の創設とは、参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれずに新しい技術等の実証を行うことができる環境を整備することで、迅速な実証および規制改革につながるデータの収集を可能とするものです。

②では、平成30年度税制改正において、IoT設備投資（センサー・ロボット等）を行った場合に特別償却30%または税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を選択適用する「情報連携投資等の促進に係る税制」を創設し、こうした取り組みに用いる設備等への投資に対する減税措置等の支援を行います。

③では、平成30年度税制改正において、中小企業が一定の設備を取得した場合の固定資産税を3年間にわたり最大ゼロとする設備投資の特例措置を創設。市区町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、設備の導入により労働生産性を年平均3%以上向上させる一定の機械装置等の固定資産税の課税標準を、市区町村の裁量（条例）で最初の3年間ゼロ以上2分の1以下の範囲で軽減されます。

前記②・③の減税措置は「生産性向上特別措置法」の制定が前提となっており、その施行日が注視されていました。

### 8月の税務と労務

#### 一 税 務 一

- ★個人事業税の納付（第1期分）  
納期限…8月中において都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）  
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…8月10日
- ★6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）  
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）  
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）  
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヵ月分）（消費税・地方消費税）  
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の30年分の消費税・地方消費税の中間申告  
申告期限…8月31日

#### 一 労 務 一

- ★健保・厚保の保険料の納付  
納期限…8月31日

ニッパチ（二八）とは、2月

と8月に売り上げが下がることを示した言葉です。▼2月は、

その1、2ヶ月前のクリスマスや年末年始などの行事がありま

す。そのような行事では、節約しようとしても出費がかさんで

しまいがちです。その反動で、2月は出費を抑えようとするお客さまが多くなり、売り上げが落ちてしまいます。続いて8月は、お盆休みや夏休みが一週間ほどあり、他の月と比べて稼働日が大幅に少なくなりま

### ニッパチ（二八）

す。長期休暇を利用して、実家に帰省したり、旅行へ出かけたりするお客さまが多くなります。このような移動に伴う出費が多くなるため、反動で財布の紐は固くなりがちです。▼ニッパチの売り上げの落ち込みは、事前に対策を取っておくことが重要です。閑散期にしかできない長期的視野に立った経営戦略を見つめ直すという一見地味に見える作業が、実は今後の会社の業績を左右することになります。